

津都市計画区域区分の変更

(三重県決定)

三 重 県

津 市

津都市計画区域区分の変更（三重県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年 次		令和 2 年 (基準年)	令和 12 年 (基準年の 10 年後)
区 分	都市計画区域内人口	2 1 2 千人	1 9 9 千人
	市街化区域内人口	1 6 3 千人	1 5 3 千人
	配分する人口	—	1 5 3 千人
	保留する人口	—	—
	(特定保留)	—	—
	(一般保留)	—	—

(理由)

津都市計画区域では無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を昭和 45 年に定めた後、社会情勢の変化や新たな施策の方向性、制度改正等をふまえ定期的に見直しを行っている。その間に、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった区域等については、土地利用の動向や基盤施設の整備状況等を勘案し、随時見直しを行っている。

津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の方針に基づき、公有水面埋立事業が竣功し、港湾施設整備がされた津松阪港の新堀地区（北及び南）について、港湾の機能を十分に確保し、港湾の円滑な管理運営を図るため、臨港地区に指定することにあわせて、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入する区域区分の変更を行うものである。